

地域伝統行事お助け隊 募集要領

1 目的

担い手不足により継続が危ぶまれる祭りや風習などの地域の伝統行事について、市町村の区域を超える広域的な応援体制として地域伝統行事お助け隊（以下、「お助け隊」という。）を組織し、伝統行事の実施団体（以下、「実施団体」という。）から要請のあった支援活動を行います。この活動を通して、地域の活力向上を図るとともに、伝統行事を行っている地域の関係人口の創出を目指します。

2 募集条件

次の条件を全て満たす個人とします。

- (1) お助け隊の目的に賛同する者
- (2) 「3 主な活動内容」の活動に参加可能であること
- (3) 15歳以上であること
- (4) 福岡県（以下、「県」という。）とメール及び電話等で連絡を取ることが可能であること
- (5) 暴力団員でないこと
- (6) 登録した個人情報各市町村及び実施団体に提供することに同意する者

なお、次のいずれかに該当する者は登録を取り消すものとします。

- (1) 本人から登録取消の申し出があったとき
- (2) 登録した者がお助け隊の活動中に以下の行為を行ったと認められるとき
 - ①法令に反すると認められる場合
 - ②公序良俗に反すると認められる場合
 - ③犯罪的行為を誘発すると認められる場合
 - ④第三者に損害又は不利益を与えると認められる場合
 - ⑤第三者を誹謗中傷していると認められる場合
 - ⑥政治、宗教、営利を目的とする行為を行っているときと認められる場合
 - ⑦その他、隊員として相応しくない行動を行った場合
- (3) 暴力団員であることが明らかになった場合
- (4) 連絡不能となったとき

3 主な活動内容

お助け隊が実施する活動内容は、実施団体から要請のあった活動を行うものとします。活動は、無償のボランティアで行い、内容は次に例示するものとします。

- (1) 受付、案内、会場設営、片付けその他の行事の運営補助に関すること

- (2) 行事のスケジュール管理、関係機関との連絡調整その他の行事の企画調整に関すること
- (3) 山車の引手、舞の演者その他の行事の担い手
- (4) (1)～(3)の他、お助け隊の目的を達成するために必要な活動

4 お助け隊登録から活動までの流れ

①お助け隊への登録

HPから必要事項を入力の上、登録を行ってください。

なお、18歳未満の方は保護者の同意が必要ですので、ご注意ください。

②支援活動への申込

HPに掲載された伝統行事から、希望する活動に申込みを行ってください。

③派遣要請内容の確認

市町村の担当職員から、電話やオンライン面談等により派遣要請内容の確認をさせていただきます。

④派遣の決定

県から申しいただいたお助け隊の方に、派遣の可否をメールで通知します。

⑤活動の実施

要請内容に基づき、指定された集合場所に各自集合し、現地で実施団体の方の指示に従い、活動を行ってください。

5 活動経費等の負担

無償の支援活動のため、日当、交通費、食費等は支給されません。ボランティア保険には、県が保険料を負担して加入します。補償の範囲は、県が加入する社会福祉協議会のボランティア保険の範囲内とします。

6 個人情報の取扱い

登録した個人情報は県が管理し、支援活動の案内・連絡調整等に使用するため、市町村及び実施団体にも情報提供します。なお、参加された行事の実施団体から、今後の行事の予定等について、個別に連絡を取って良いか確認される場合があります。

また、お助け隊として活動されている際の写真を、HPや県の各種資料で紹介する場合がありますので、予めご了承ください。

7 事故等が発生した場合

事故発生後、翌開庁日の8：30～17：15に県へ連絡をお願いします。その際、以下の項目を聞き取りさせていただきます。

- ・氏名、住所、連絡先
- ・事故発生の日時、場所
- ・事故の原因、状況
- ・けがの程度、病院名
- ・相手方の氏名、住所、連絡先、けが又は損害の程度 等

<問合せ・連絡先>

福岡県 企画・地域振興部 市町村振興局 政策支援課 地域政策第1班

電話：092-643-3210 mail：otasuketai@pref.fukuoka.lg.jp